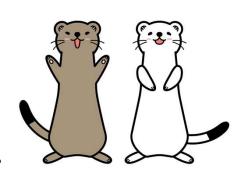
群馬県消費生活相談員人材バンクの御案内

群馬県では、県内の消費生活センター等で相談業務に携わる消費生活相談員の人材確保のため、消費生活相談員として働くことを希望する方を対象とした「群馬県消費生活相談員人材バンク」を設置しています。



群馬県消費生活センター 消費者被害防止啓発キャラクター 「ジョー」と「オーコ」

◆登録特典◆

- ○県内の消費生活センターの求人情報が届きます⊠
- ○消費生活相談対応に必要な知識をアップデートするため のオンライン研修が無料で受けられます!

◆対象◆

消費生活相談員として働くことを希望し、次のいずれかの 要件を満たす方

- 1. 消費生活相談に関する資格をお持ちの方
 - ・消費者安全法に定める「消費生活相談員」の資格
 - ・独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」の資格
 - ・一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格
 - ・一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格
- 2. 消費者庁や地方公共団体等が実施する 「消費生活相談員養成講座」を修了された方



お問合せは

群馬県生活こども部消費生活課

☎027-226-2281

⊠shouhisoudan@pref.gunma.lg.jp

